

市政情報

井戸を使用し、公共下水道へ放流していませんか

井戸水を洗濯等に使用し、公共下水道へ放流している人は届出が必要です。世帯人数により下水道使用料がかかります。

次のいずれかに該当するときは、届出が必要です。

- ・井戸の使用人数が変わったとき
 - ・井戸の使用を止めたとき
 - ・井戸のみを使用していた人で、併せて水道の使用も開始したとき
 - ・新たに井戸を使用し放流するとき
- 申・問 上下水道経営課(上下水道庁舎) ☎22-1123 ☎22-4389

令和8年経済センサス-活動調査

6月1日を基準日として、全国全ての事業所及び企業を対象に「経済センサス-活動調査」を実施します。この調査の結果は、国及び地方公共団体の行政施策の立案や、民間企業の経営計画の策定など、社会経済の発展を支える基礎資料として広く活用されます。

回答方法 インターネットでの回答か、紙の調査票を調査員に提出又は郵送で提出

※インターネット回答用の書類が届きましたら「インターネット回答利用ガイド」等をご覧のうえ、ぜひインターネットでご回答ください。インターネット未回答の事業所や新たに把握した事業所には、5月に埼玉県知事が任命する調査員がお伺いして紙の調査票を配布します。

問 総務課 ☎21-1441 ☎24-6123

講座・教室・イベント

5月31日(日)は「ごみゼロ運動」

地域を清掃する「ごみゼロ運動」にご協力ください。

日 5月31日(日) (集合時間・場所は参加する団体や自治会に確認してください)

回収 午後1時に収集を始めます(翌日に収集する場合があります)

問 廃棄物対策課

☎21-1401

☎23-7700

クリーンセンター

☎34-5550

☎34-5125



市HP

スポーツ発見教室



日 ①6月13日(土)②14日(日) 午前9時～正午 ※いずれか1日

場 ①市民体育館②北地区体育館

対 市内在住の小学2～4年生

定 各日50人(申込順)

内 大東文化大学の学生と、遊びながら身体を動かす教室。学校では体験できない珍しい道具を使った遊びを体験。

持 飲料物、体育館履き、汗拭きタオル

申 5月11日(月)～6月3日(水)に電子申請で申込み

問 スポーツ課

☎21-1439

☎23-2239



市HP

第12回リバーサイドカップ春季大会(グラウンド・ゴルフ大会)

日 5月26日(火) 午前9時から(午前8時受付) ※予備日6月2日(火)

場 都幾川リバーサイドパーク多目的広場

対 市内在住・在勤・在学の成人

定 160人(申込順)

内 8ホール×4コース。参加賞及び成績上位者の表彰あり。

費 300円(保険代等)

申・問 5月7日(木)～19日(火)に申込書に必要事項を記入し、参加費を添えて文化まちづくり公社へ。

☎24-6081 ☎24-9909



文化まちづくり公社HP

盆踊り入門教室(全5回)

日 6月11・18・25日、7月2・9日(木) 午後1時30分～3時30分

場 松山市民活動センター

対 市内在住・在勤・在学者

定 30人(申込順)

申・問 5月11日(月)午前8時30分～29日(金)に直接、電話又はFAXで松山市民活動センターへ。

☎23-9311 ☎23-9312



第17回高坂民踊まつり



日 6月6日(土) 午後1時15分～3時30分

定 180人(先着順)

内 高坂市民活動センターを利用する6つの団体が民踊等を披露

問 高坂市民活動センター

☎34-3730

☎34-3845



市HP

ヒキヒストリーウォーク(比企一族伝承地巡りウォーク)



日 5月30日(土) 午前8時30分から ※小雨決行

場 大岡市民活動センター

定 25人(申込順)

内 大岡地内の伝承地5か所を解説付きで約6キロメートルを巡る

申・問 5月8日(金)から直接又は電話で大岡市民活動センターへ。

☎39-0602 ☎39-0676

観光ガイドと巡る東松山(その3)

日 5月24日(日) 午前9時20分～正午 ※小雨決行

場 松山市民活動センター及び箭弓稲荷神社

定 30人(申込順)

内 国指定重要文化財箭弓稲荷神社について松山市民活動センターでの説明の後、観光ガイドの案内で箭弓稲荷神社を巡る

費 300円(資料代・保険代)

持 動きやすい服装、歩きやすい靴

申・問 5月7日(木)から直接、電話又はFAXで市観光協会へ。

☎23-3344 ☎23-7775

特設人権(悩みごと)相談所のお知らせ

日 6月1日(月) 午前10時～午後3時
場 総合会館3階303・306会議室

- 夫婦・離婚・親子・相続などの家族問題
- 配偶者やパートナーからの暴力やデートDV
- 学校でのいじめや体罰、友人関係の悩み
- 騒音やいやがらせなどの近隣問題
- 高齢者や障害者に対する暴言や虐待など
- 名誉侵害、差別、プライバシーなどの問題
- セクハラ、パワハラ、ストーカーなど
- インターネットによる悪質な書き込みなど…

- ★どんなことでもまず聞いてみよう。
- ★相談は、予約不要、無料で、秘密は厳守します。
- ★人権擁護委員が相談を受けます。

特設相談所開設(東松山市総合会館内)

毎月第3木曜日(午前10時～午後3時) ※6月を除く
要予約で先着4人
人権市民相談課 ☎21-1416 ☎25-0160

6月1日は「人権擁護委員の日」

人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、全国一斉に人権相談の活動をしています。

女性・子ども・高齢者等をめぐる人権の問題や近隣とのトラブルなど、身近なことで困っていることはありませんか。

東松山人権擁護委員協議会では「人権擁護委員の日」の行事として、人権に関する特設人権相談所を開設しますので、ぜひご利用ください。

※人権擁護委員は、自由人権思想の普及高揚に努めることを使命とし、市町村長から推薦された委員を法務大臣が委嘱しています。



人権イメージキャラクター
人KENまもる君・
人KENあゆみちゃん

常設相談所開設(さいたま地方方法務局東松山支局内)

毎週水曜日(午前9時～午後4時)
さいたま地方方法務局東松山支局 ☎22-0379

広告募集中

広報ひがしまつやまに企業や団体の広告を掲載しませんか?



市HP

広告募集中

広報ひがしまつやまに企業や団体の広告を掲載しませんか?



市HP